

赤い羽根地域支えあい事業（助成）

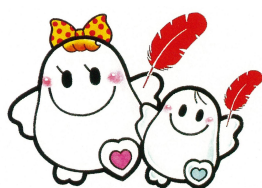
2次募集決定！！

「自分のまちを良くする福祉の プロジェクト、大募集！」

五條市共同募金委員会に寄付していただいた募金を誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会の実現に向け、地域を良くしていこうと活動する福祉団体やボランティア団体に対して助成しています。

○申請受付期間 令和5年9月1日（金）～9月29日（金）【必着】

○助成対象事業 令和5年度中に実施する事業



©中央共同募金会

- ・地域ボランティア活動
- ・子育て支援（子育てサロン など）
- ・高齢者支援（地域での居場所づくり など）
- ・障害者支援 など

（他の助成金を受けている事業は対象外とさせていただきます。）

○助成金額 対象事業に係る総事業費の4/5以内で、10万円を限度とします。

<応募方法>

所定の助成申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、五條市共同募金委員会に提出してください。後日必要に応じて申請内容等の説明を求める場合があります。助成申請用紙は次のページから印刷してください。または五條市共同募金委員会でお渡しします。

<お問い合わせ>

社会福祉法人 五條市社会福祉協議会
五條市共同募金委員会



〒747-0043 奈良県五條市新町3丁目3-2 福祉センター内
TEL 0747-24-4152 FAX 0747-24-4153

ホームページ <https://gojo-shakyo.com/>

赤い羽根地域支えあい助成事業 実施要綱

1 目的

住民相互の助け合いを基調とする共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心、安全に暮らすことができ、住民自らが参加する地域福祉コミュニティを実現するための多様な活動を財政面から支援する役割が求められている。

この要綱は、五條市共同募金委員会（以下「本会」という）が、日頃より公的サービスでは対応し難い福祉需要について、柔軟かつ多様で地道な活動をしている福祉団体、ボランティアグループ、NPO法人、市民活動団体等を財政面から支援することにより、地域福祉の一層の推進を図ることを目的とする。

2 助成団体

五條市に活動拠点を置き、福祉、健康づくり、子育て、教育、まちづくりの分野において市内を活動エリア・対象としている団体で、次の要件を満たしていること。

- ① 営利を目的としないものであること
- ② 公益性を有すること
- ③ 特定の企業・政党・宗教団体から独立していること
- ④ 事業実施に必要な資金の確保に困難をきたしていること
- ⑤ 特定の活動・事業の内容および財務の状況を公にできること
- ⑥ 共同募金の助成を受け事業を行っていることを、年間を通じて十分な広報に努める団体であること
- ⑦ その他、本会が必要と認めたもの

3 助成対象事業

次に掲げる事業で、指定する年度中に実施・完了する事業を対象とする。

- ① 地域における住民同士のつながりをつくる事業
- ② 地域住民のボランティア・市民活動・まちづくりへの参加推進事業
- ③ 高齢者の地域生活を支える活動や生きがい推進事業
- ④ 障害者の地域生活を支える活動や社会参加・就労促進事業
- ⑤ 子どもの地域生活を支える活動や子育て支援事業
- ⑥ 防災、防犯等の先駆的、開拓的な事業
- ⑦ その他共同募金で実施することがふさわしいと認められる事業

4 助成対象経費

項目	主な使途の説明
諸謝金	講師への謝礼
賃借料	会場の使用料や機器類のレンタル代
備品購入費	各種備品の購入費
消耗品費	消耗品の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書などの作成費や印刷費
交通費	講師などへの交通費
保険料	各種保険料(ボランティア保険など)
その他	助成事業に要する経費で必要と認められる経費

※娯乐的・同好会的費用、また活動拠点の経費(家賃や光熱費)や人件費は助成対象から除く。

5 助成額

助成額は、実施しようとする特定の活動・事業にかかる経費の4/5以内で10万円を限度とする。ただし、効果が期待される事業で、本会が特に認めた事業については、この限りではない。

6 応募(申請)方法

所定の助成申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて本会へ提出する。

7 審査選考・助成の決定

五條市共同募金委員会審査委員会(以下「審査委員会」という)で、助成対象となる活動の必要性や効果を審査のうえ、本会の運営委員会で助成先・助成額を決定し、本会の評議員会に報告する。

なお、必要に応じ審査委員会への出席を求め、申請内容について説明を求めることがある。また、多数の応募があった場合には要件を満たし、かつ、適切な事業内容であっても助成対象とならないことがある。

審査結果は申請者すべてに書面にて通知する。

8 助成金の交付

助成対象となった団体へは、助成の決定後、速やかに助成金を交付する。
また、当該年度に計画通り事業を実施できなくなった場合は、全額または残額を返還するものとする。

9 事業完了報告書の提出

この助成を受けたものは、助成事業完了後、一ヶ月以内に事業完了報告書（所定のもの）に関係書類を添えて提出しなければならない。

10 助成の明示

助成を受けた事業は、「赤い羽根共同基金の助成を受けた事業であること」を明示する必要がある。

11 情報の公開

助成金を受けた団体の、申請事業、団体の概要など提出書類の一部を公開する。
（中央共同基金会のホームページ「はねっと」上での報告、ならびに本会の業務遂行上必要な範囲での利用）

12 個人情報保護に関する規程

申請書に記載してもらう個人情報は原則として、本会の業務遂行上必要最低限の利用に限定する。

法令等の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供してはならない。

13 その他

その他、この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に会長が定める。

附則 この要綱は平成 20 年 3 月 14 日から施行する。

この要綱は平成 26 年 7 月 15 日から施行する。

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

五條市共同募金委員会
会長 様

団体の名称（ふりがな）

所在地

代表者氏名

印

令和 年度事業に対する「赤い羽根地域支えあい助成金」申請書

令和 年度に「赤い羽根地域支えあい助成金」を受けたいので、要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。また、提出した書類は同要綱第11条の規定により公開されることに同意します。

申 請 事 業 名	
活 動 の 種 類	☐ 地域における住民同士のつながりをつくる事業 ☐ 地域住民のボランティア・市民活動・まちづくりへの参加推進事業 ☐ 高齢者の地域生活を支える活動や生きがい推進事業 ☐ 障害者の地域生活を支える活動や社会参加・就労促進事業 ☐ 子どもの地域生活を支える活動や子育て支援事業 ☐ 防災、防犯等の先駆的、開拓的な事業 ☐ その他共同募金で実施することがふさわしいと認められる事業
申 請 金 額	円

（添付書類）

- ①申請事業の計画書 ②申請事業の収支予算書 ③団体概要
④団体の規約・会則・定款・寄付行為等組織上のルールを記したもの ⑤団体役員名簿

団 体 概 要

団 体 名			
代 表 者	氏名		
	住所 〒		
	Tel		Fax
	メールアドレス		
事 務 所 等 の 所 在 地	住所 〒		
	Tel		Fax
	メールアドレス		
活 動 の 目 的			
設 立 (活 動 開 始) 年 月 日			
活 動 の 内 容 ・ 実 績			
主 な 活 動 場 所			
会 員 数	名		

事業計画書

団体名 _____

申請事業の名称	
申請事業の総額	
申請金額	
目的	
事業の内容	いつ
	どこで
	対象は
	何をするのか
予想される事業の効果	

事業収支予算書

団体名 _____

(単位：円)

収入項目	収入内容	詳細説明	金額
収入合計			

(単位：円)

支出項目	支出内容	詳細説明	金額
支出総額			

- 1) 収入総額と支出総額は同じ金額になること。
- 2) 助成金(希望金額)は助成限度の範囲内とする。